

情報提供

那医発第 277 号
令和5年7月27日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
担当理事 平良直人



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応等について」が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

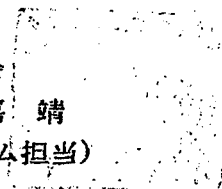
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 663 号 F
令和 5年 7月25日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 比嘉 靖
(情報システム担当)



マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことが できない場合の対応等について

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本通知は、令和5年4月より原則義務化となりましたオンライン資格確認システムにて、「資格(無効)」や「資格情報なし」と表示された場合やシステム障害時、その他発熱外来等で受付導線を分ける場合の対応および、オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により診療等を実施する場合における対応についての内容となっております。

患者がマイナンバーカードを持参している場合、何らかの原因でマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができなくとも、

・保険料を支払っている被保険者等が、適切な自己負担分(3割分等)の支払で必要な保険診療を受けられる

・医療機関等には、事務的対応以上の負担(未収金)は発生しない
ようにする基本的な考え方に沿って整理された内容になります。

医療機関としては、マイナンバーカードを持参した患者には基本的に自己負担分(3割分等)の支払を求めることとなりますが、診療報酬請求を行っていただくことにより、仮に最終的に保険者が特定できなかった場合でも、医療機関側に未収金が発生することがない整理となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について(別添1のフローも参照ください)

【何らかの事情でその場で資格確認を行えないケース】

以下の場合などが考えられます。

- ・マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行った際に、資格確認端末において、「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示される場合。
- ・顔認証付きカードリーダーや資格確認端末の故障。
- ・患者のマイナンバーカードが使用できない場合（カードの券面汚損、ICチップの破損、カードに搭載されている利用者証明用電子証明書の有効期限切れ）。
- ・停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害など。
- ・その他、発熱外来等で受付導線を分ける場合など。

【資格確認】

以下のいずれかの方法にて確認をお願いします。

- ・患者が健康保険証を持参している場合は、健康保険証にて確認する。
- ・スマホ等でマイナポータルの被保険者資格情報の画面を提示してもらい確認する。
- ・過去の受診歴から被保険者資格情報が確認でき、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合、その時から保険資格が変わっていないことを口頭で確認する（これにより、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱うことができる）。
- ・患者に被保険者資格申立書を可能な範囲で記入、提出してもらう。

【窓口負担】

上記のいずれかの対応が実施できた場合には、医療機関等の窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）の支払を求めてください。

患者がマイナンバーカード、健康保険証のいずれも持参していない場合や、有効な健康保険証の交付を受けておらず、マイナンバーカードによる資格確認を行うこともできない場合には、医療費の全額（10割）を請求することが基本となりますが、再診で過去の受診歴があって患者の身元が分かっている場合などは、従来通り、個々の医療機関の判断で、3割分等の支払を求めるなど柔軟な対応を行っても構いません。

【後日、被保険者資格を確認する方法について】

以下の方法が考えられます。

- ・後日、患者から被保険者資格の情報を提供してもらう（被保険者資格申立書を提出した患者に対しては、被保険者番号等の情報がわかり次第、必ず医療機関に知らせるよう伝えてください）。
- ・システム障害時モードにて被保険者資格を確認する。

【レセプト請求】

・受付時又は後日、現在の被保険者資格が確認できた場合は、その情報にて診療報酬請求等を行う。

・現在の被保険者資格は不明だが、過去の被保険者資格が分かる場合には、過去の被保険者資格の情報にて、診療報酬請求等を行う。

・診療報酬請求までに現在および過去の被保険者資格が特定できなかった場合には、明細書の摘要欄に必要な情報を記載し、被保険者資格の情報は「不詳」のまま診療報酬請求等を行う。

※後日、診療報酬請求の詳細に関する文書を別途発出予定です。

【医療費負担】

審査支払機関側で、患者の受診時の加入保険者等を可能な限り特定し、その保険者等が診療報酬等を負担することになります。保険者等を特定することができない場合には、災害等の際の取扱いに準じ、各保険者等で、当該医療機関等に対する診療報酬等の支払実績に応じて診療報酬等を按分して支払うこととなります。

・オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により診療等を実施する場合における確認について

極めて低い確率ではあるものの、保険者による加入者のデータ登録に誤りがあった等の理由により他人の資格情報が紐付けされ、患者本人以外の薬剤情報等が閲覧される事案が発生していることを受け、受付時や診療時に表示されている情報が患者本人のものであるかを確認する方法例が示されました。

従来から診療等を実施する場合の本人確認は実施いただいているかとは存じますが、改めて御高配いただくよう、お願いいたします。

- マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について
(令和5年7月10日(日医発第699号(情シ)(保険)))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、宮城

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp